

会 議 録

会議の名称	令和2年度(2020年度)第2回豊中市同和問題解決推進協議会		
開催日時	令和3年(2021年)2月16日(火) 午後7時～午後8時30分		
開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課 教育委員会 学校教育課	傍聴者数	1人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	ト田会長、若槻委員、宮前委員、酒井委員、重本委員、中田委員、松村委員	
	事務局	【人権政策課】 山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、佐津川主幹兼人権平和センター館長、澤坂主幹、阪口係長、吉川主査、五十川主事 【教育委員会学校教育課】 金子主幹	
	その他		
議題	1. 同和行政基本方針について 2. 差別事象の報告について 3. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

開会

案件 1. 同和行政基本方針について

- ・事務局から資料 4-1、4-2、4-3、4-4、4-5 により説明した。
- 委員 資料 4-3「IV.施策の基本的方向」について、2000 年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ができています。人権教育を進めていくうえで大切な法律なので入れておく方がよい。
この方針や同和行政推進プランに書き込むようにというわけではないが、「II.基本目標」にある豊中市の総合計画について、部落問題に関する指標がなく、部落問題がどのようになっているか、市が何で図ろうとしているのか見えてこない。私は部落問題の推移が分かるように指標を持っておく必要があると考えており、市にもそういう視点を持ってもらいたい。
- 事務局 第 4 次総合計画において、共に生きる平和なまちづくりの中で、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に関する差別の解消を図り、人権文化の創造を進めるとしている。その取組みの一つとして、同和問題や女性、障害者、外国人などの人権問題への理解と課題解消に向けて、教育・啓発に取り組んでおり、共に生きる平和なまちづくりの指標は、人権が尊重されていると感じている市民の割合としている。同和問題については、6 年に一度の人権についての市民意識調査結果により推移を見ている。
- 委員 外国人や高齢者など他の人権分野は何らかの指標により毎年推移を見ているが、同和問題にはそれがない。担当者が変わっていくことを考えれば、6 年に 1 度の意識調査で図るということを明記しておくべきではないか。例えば、講演会の受講人数をどうしていくかということなど何がしかないと、同和問題をはじめと言いながら人権問題に拡散され、部落問題が後回しになってきたこれまでの経緯があるので、明記しておかないといけないと思う。
- 委員 方針を改定していくのも大事だが、今の方針で部落問題が全然解消に向かって進んでいない。市が同和問題をどのように考えているのか、同和行政に対する姿勢に不信、不安があり、あやふやな中で書き換えられ大事なものが抜けてしまうのではないかと感じている。
- 会長 今言っていたように、時代に合うように何かを付け加えたというだけではなく、同和行政とは何を意味しているのか、同和問題の解決とは何なのかというところを見直していくことが必要だと思う。その議論が積み上がっていくことが啓発や教育に

もつながっていくと考えていくべきで、丁寧に議論していく必要がある。

○委員 意識調査をして市民の意識は分かって、部落問題の実態は分からないので、方針を立てるためには市内の部落の実態の調査が必要だと思う。先ほど委員がおっしゃった不安感などを市がきちんと吸い上げ、方針に生かしていかないといけないと思う。当事者の思いや何に困っているのかなどは、部落の中の人に聞かないと実態は分からない。そういうことを積み重ね共有していかないと今の時代にふさわしい基本方針にならないのではないか。

○会長 基本方針に盛り込んでいく内容として、市民意識調査という量的な調査結果は反映されていく。質的なものとして、委員がおっしゃったような実態についてのヒヤリングのプロセスも検討する必要があるのではないか。教育・啓発の進め方についての答申を作る際には、この協議会として聞き取りを行った。

○委員 一見すると、部落の人は何の心配もなく暮らしているように見え、フィールドワークに来る人からも何ら変わらないとの感想がある。実際、住宅や就労などいろいろな問題は改善されよくなっている。しかし、心の中にあるものはなかなか取りのぞくことはできない。人権平和センターの利用者にも、やっぱり部落はという見方をずっとしている人もいる。そういう人への啓発も含めて、差別する人の心はすぐには分からないがそこに寄り添ったものを作っていかないといけないとも思う。差別問題に関して、発言者がそういうつもりで言ったのではないから部落差別ではないという市の見解を聞くと、すべてにおいてそれで済んでいくのではないかと思うと怖い。聞いた方は部落に対する批判などは重く突き刺さるものがあり、そういうつもりで言ったのではないと済まされるものではない。それを差別として考えないという市の話を知っているから、地域の人たちがどう思っているのか、センターにたくさん人が来たからといって部落問題を分かってくれて解決しているというような問題ではないということを知ってほしい。

○委員 他市で人権教育や同和教育、行政に携わっていたときは、地域の施設を借りる場合は、一定の同和教育に対する理解をしてもらったうえで借りるという前提があった。そういったルール付けでなくても、雑談なども含み、何らかの形で同和教育問題への理解を示していただきたいという働きかけはできるのではないかと考えている。行政にはそういったことをする柔軟性を持ってもらいたい。

資料 4-3「Ⅲ.基本視点」について、3-2には人権教育・啓発としか書かれていない。答申を読むと、部落問題学習を教える時間も教えられる教師も減っており、今の教育・啓発に大きな課題があり、同和教育は危機的状況にある。方針策定から20年が経ち大きく

マイナスに変化していている状況がある。単に人権教育・啓発とするのではなく、人権教育の啓発・同和教育の衰退とするか、または弱体化、見つめ直しなどの文言をぜひとも入れてほしい。

○委員 部落の人や同和地区への差別意識の解消だけではなく、同和行政に関する市民の誤解を解いていくような取組みも必要ではないか。寝た子を起こすなという考えや、逆差別や特別扱いという意見は市民意識調査の結果にもよく見られるし、人権平和センター利用者にもそういう意識を持っている人が一部いる。誤解や誤った認識が、市がめざす差別解消や人権尊重のまちづくりの障害になってしまっている部分があると思うので、そういったことを改善していく啓発も必要ではないかと思う。

○会長 先ほど話した質的な聞き取りと同様に、市民がどう捉えているのかというところを変革していくような方針になる必要がある。

○委員 市民全体に方針を伝えていくには非常に難しいテーマではないかと思っている。同和行政のこれまでの総括、今の時点で市がどのような考えを持っているかを表明するきっかけにはなると思う。インターネット社会において、スマートフォン等を利用した若者に向けた施策を学校教育も含めて具体的に提示していく必要があるのではないか。学校現場だけではなく、保護者や家庭等も含めて、市の今の考え方をまずはしっかりと伝えていくところから、具体的に何ができるのか考えるような機会にしてはどうかと思う。

○委員 意見がいろいろ出たように、方針を改定するのであれば、なぜ改定するのか改定の趣旨を明確にしたうえで変えないと、法律ができたというだけで変えたというのはもったいないと思う。言葉だけ変えて終わりということが心配という意見もあったが、その通りだと思う。

委員がおっしゃった質的な調査としての部落の実態調査については、差別については聞き取りできるかもしれないが、生活状況や大学進学などの教育などもどれくらい達成されているのか基本的な調査をする方が周りとの違いがはっきりすると思うので、できるのであれば調査はするほうが良いと思う。

○会長 これまでの議論を整理する。なぜ改定するのか根拠を明示していく必要があること、そのためには実態調査や聞き取りが必要であること、そこには部落問題学習に取り組む学校が減っていることや差別的な状況は残っていること、特にインターネット上の差別などいろいろな課題があることが含まれる。同和問題の解決に市として今なぜ取り組んでいかななくてはならないのか、同和教育を今なぜしないといけないのかを明示する必要があるというところが整理すべきポイントの一つである。

生活状況や教育状況の報告を受けて作成した答申から3~4年経っているので、もう一度協議会で聞き取りの機会を作るかどうか、スケジュールにも関わるが調整が必要ではないか。聞き取りについては、事務局と相談する。

内容面では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をふまえることや同和教育が衰退している現状をどう入れていくのかを検討すること。同和行政の取組みに対する市民の誤解をどう規律していくかや、若者への施策が課題であり、行政として動くための根拠になるものとして必要な視点をどう盛り込んでいくのかということが検討の課題である。

○委員 教育・啓発に関しては、部落問題がテレビ番組で取り上げられるなど前向きなこともある。表立って話題にしないでおこうということが部落問題が前に進まない一番の元凶だと思う。軽い話ではないが、触れてはいけないような感じで話すものでもない。目標は部落解放なのだから、それに向けてオープンに話を出していけるような場を設定しなければいけないと思う。市が広報誌に部落問題の特集を掲載するのもその一つであり、問題をどんどん表に出して露出させていく機会を増やして欲しい。

○会長 そのきっかけになるよう、基本方針の改定に向けて次回以降も議論していく。

案件2. 差別事象の報告について

・事務局から資料5により説明した。

○委員 1点目、電話の件について、市は、近くに住んでいることで自分も部落だと偏見の目で見られることについて差別を受けた経験と捉えているが、私は、部落と間違われることが迷惑だという感覚だと受け止めた。だから、差別を受けた経験が差別をしないことにつながっていないというようなことではなく、近くに住んでいると間違われて迷惑だから困るという問いかけではないか。人権平和センターの名称から「人権」を取れないのかという問いに対しては、センターを中心に人権啓発や人権教育を進めていけるので、人権を標榜するセンターがあることは誇りうるべきことだと市には返してもらいたかった。

2点目、今は同和地区を暴露するようなサイトが上位にこなくなっている分、動画の方が悪質化してきていると感じている。以前は一定の人たちが掲載していたものだが、似たサイトがいろいろとできてきている。もう少し危機意識を持ってもらえるよう周辺市町村とともに国に働きかけできるとよいのではないか。

3点目、私が関わった総合計画審議会の件について、地区問合せのようなものではないと説明があったが、直接発言を聞いた者としては地区問合せに近い。ある地域が発展しないのは部落があったからではないかと、よくないことと部落を直接的に結びつけてい

る。貧しい集落と言っているがそれを部落と言っているのではないか、悪条件が重なっているところを被差別部落と呼んできているのではないかと思う。これを差別事象と認識しないことは、マイノリティ当事者はとても怖いと思う。また、差別事象の一覧には記載せずに、市全体に返していくということだが、どうするのか。今の担当者は知っている人も人は替わっていく。次の人に伝えていくには、別枠でも対応が不十分だった案件でもいいが、どこかに書くべきである。発言があった審議会場で聞き取りできるスキルをどの職員も持とうと思うなら、書かないのはよくない。

- 委員 事前に説明を聞いたときは、差別発言とは確認できなかったように聞いた気がしたが、先ほどの説明では、差別事象ではなかったと言われたような気がしたので、どちらと捉えているのか確認したい。差別だと言い切ることは難しく確認できなかったというのと、差別がなかったと言い切ることは大分違う話だと思う。
- 事務局 差別と言い切ることはできないと捉えている。その場にいた委員が差別的な内容だと受け止めたことも分かるし、その言葉だけを切り取れば差別的な意図と捉えられる可能性が高いが、その審議会場でどういう審議がされていたのかということと、発言者への聞き取り内容から、必ずしも差別的な内容であったとは言い切れないというのが市の今の判断である。
- 会長 問題点は2つある。発言自体がどうであったかということが1点。もう1点は発言があったときに市としてどう受け止めてどう動いたかということ。後者については先ほど市の体制として課題があったという説明があった。
- 委員 先ほど委員がおっしゃったように、差別と受け止められる可能性があったが確認できなかったということと、差別ではなかったということは全然違うと思うがどうか。
- 事務局 総合計画審議会の担当事務局から発言者にいろいろお話を聞いた中では、発言者の言葉としては、貧しい集落と言い切っている。それを市として他に置き換えて考えるようなことはできない。また、審議会での議論の経過からもそれが全く真実ではないということも言い切れない状況の中では確認できなかったと考えている。
- 会長 確認できなかったということだが、市としては、発言がはらんでいる問題点を認識したうえで対応できていなかったという認識に立っているということか。発言があった場でもう少しどういう意味なのか聞き取るなど、最初の段階で一定のやり取りがあれば、もう少し深めていったり明らかにすることができたりしたが、そうならなかったというニュアンスを含んでいると考えてよいか。

●事務局 発言者はこの間の聞き取りでは貧しい集落だと言っている。一方で、その発言を聞いた総合計画審議会の他の委員からは、同和地区をさす言葉だと認識したとも聞いている。それらが交わる部分や矛盾する部分が出てくると聞き取りをしたが、発言者は終始一貫して自らが経験したような集落であったと言っている。それを嘘だとも言えないし、同和地区を示していることが明らかになるような言葉もあったとは思えず、これ以上調べようがないと認識している。

○会長 発言そのものがどうであるかについては、市が聞き取りをする中で確認できなかったというところで今は止まっている。一方で先ほど委員からも意見があったように、それを市全体にどう返していくのかということがある。差別事象の一覧に記載していないことは課題ではないとも言われている。市には、今回の案件をどのように共有し、今後どういうふうに伝えていくのか聞きたい。

○委員 一覧に記載されないと残らないので、絶対に何らかの形で記載してほしい。発言者がそういうつもりではなかった、集落だったと言っても、聞いた方は心を痛めている。差別するつもりはなかったということでもいろいろなことが過ぎていくのは怖いので、きちんと記載し、市の対応がまずかったこともきちんと書いて残してほしい。

○委員 昔から、「部落」という発言をした後に、「あれは集落だった」というのは常套句であるということをもまずは常識としてふまえておいてほしい。そこでどう本音を引き出すかは行政の手腕にかかっている。職員にはそういうことを聞き取るテクニックも必要で、研修を積まないといけない。昔は糾弾会で事実を確かめ、本当に悪かったと思って部落解放に気持ちを向ける機会があったが、今は難しい状況がある。形として聞いたが要を得なかったということでは誰も納得しない。ここまでしたけれど分かってもらえず残念だと、職員は科学的認識と豊かな感性を持って対応する必要がある。理屈ばかりで押しつけて納得できなくても、地域の人たちのつらい歴史に少しでもふれることで、そんなひどいめに遭ったのか、許せないと感じることができる人もいる。しかし、そのような素地を学ぶ小中学校の同和教育の時間数が減り、教える教師自身も同和問題についての認識が浅いという危機的状況にある。

地域のフィールドワークに参加したときに、豊中の水平社発祥の地だと紹介された公園があった。そこに立札でもあれば、子どもから質問されて答えるために勉強する親もいるかもしれない。寝た子を起こすなという考えではなく、少しずつオープンにしていって、市民の話題になったり、近所に住んでいる人がこんなに素晴らしいところに住んでいるのかと思ったりできるようなアピールも必要で、そういうことに市の職員も誇りを持てるようになってほしい。

●事務局 総合計画審議会の事務局や人権政策課の対応にまずいところがあったのは事実

である。審議会等でそういった発言があったときに事務局としてどうするのか、どう解決を見ていくのかということは、今後のことも考えて検討していくことにしている。市としてどう共有するのかについては、発言があったということはすでに庁内で共通認識できている。この件がどのような状況にあるかということはまだ途中であり、市の人権行政推進本部の中で報告していく内容だと認識している。

また、委員から意見のあったインターネット上の差別事象の取扱いについては、大阪府市長会を通じて総務省や法務省、大阪府へ要望している。国の審議会等でも検討が進められていると聞いている。解決に資するよう引き続き要望していく。インターネット上の差別事象に対しては、大阪府や同じように記載のあった市町村とともに大阪法務局へ削除要請をしていく。

○委員 一覧表では、削除要請を行ったということで文章が終わっている。なぜ今も削除されていないことを記載しないのか。落書きを見るのはその場所だけだが、インターネット上の書込みは誰でも見ることができ、誰でも発信できるから大きな問題である。法務局へ削除要請を行ったが削除されなかったですむことではない。働きかけたことでどうなるのかを引き出さずにここで終わってしまっていることに市の姿勢が表れている。事実は書かないといけない。

○会長 差別事象の発生状況の報告自体が、差別事象と市が認めたものについての対応のみになっている。例えば、差別事象かどうか検証が必要で、その結果差別事象ではないと認めたが、市としてどのように対応し、調べ、動き、結果こうなったというようなことも、事案から見えてくるものがあると思う。報告されている案件がごく一部であるという可能性を考えると、何か起こったときに市はどう動くのか、差別事象ではないとした場合でもどこまでどう動いたということが見えるような報告も今後検討いただきたい。

案件3. その他

- ・事務局から、次回の会議は5月から6月を予定しており、改めて日程調整のうえ決定することを説明した。

閉会